

## 帯広大谷短期大学と帯広大谷高等学校の教育連携に関する協定書

帯広大谷短期大学（以下「短期大学」という。）と帯広大谷高等学校（以下「高等学校」という。）とは、相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、短期大学及び高等学校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 短期大学と高等学校とは、双方の信頼関係に基づき、相互の教育機能について連携を行うものとする。

### （教育連携事項）

第2条 教育連携に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に係る情報交換や中長期的な連携構想に関すること。
- (2) 短期大学、高等学校双方の教育施設・設備の活用に関すること。
- (3) 教育関連活動(クラブ・サークル他の課外活動、ボランティア活動、地域貢献活動等)に係る交流及び地域への広報(教育活動を含む。)に関すること。
- (4) 短期大学、高等学校がそれぞれ実施する講義、演習、実習等(出張講義・出前授業等を含む。)に関すること、及びこれらに関する単位互換、短期大学及び高等学校からの講師派遣及び学生・生徒の受け入れに関すること。
- (5) 短期大学、高等学校がそれぞれ実施する学生及び生徒のインターンシップに係る指導・援助及び相互協力に関すること。
- (6) 高等学校生徒の進学及びキャリア形成等(キャリア教育・職業教育及び短期大学の教育内容の紹介説明等を含む。)に関すること。
- (7) その他、双方が協議し、同意した事項に関すること。

### （教育連携協議会の設置）

第3条 前条に定める教育連携事項を円滑に推進するために、教育連携に関する方針や具体的内容について、必要な協議・検討を行う教育連携協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

### （組織）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる内容で組織する。

#### (1) 協議会委員の構成

協議会は、双方の教員(短期大学及び高等学校から各3名)及び事務職員(同各1名)から構成する。なお、協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の協議会への出席を認める。

#### (2) 委員の任期

1年間とし、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期とする。

#### (3) 委員長・副委員長

委員の互選により委員長及び副委員長をそれぞれ1名選出する。

(4) 会議

委員長が会議を招集し、協議会の進行を務める。また、委員の過半数の出席により協議会は成立する。

(5) 委員会の事務

委員のうち、事務職員が委員会の事務及び庶務を処理する。

(6) 報告

協議会における協議及び検討内容については、学長及び高等学校長にその都度報告するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、1年間とし、2010（平成22）年4月1日から始まり、2011（平成23）年3月31日をもって終了する。ただし、期間満了の3か月前までに、短期大学及び高等学校のいずれか一方から申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定に短期大学及び高等学校のいずれか一方が異議のあるときは、期間満了の3か月前までに相手方に申し出の上、協議するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度双方で協議して定めるものとする。

なお、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方が記名捺印の上、各自1通を保有する。

附 則

1 この協定は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

1 この協定は、2016（平成28）年1月1日から施行する。

2015（平成27）年12月16日

河東郡音更町希望が丘3番地3

帯広大谷短期大学

学 長 田 中 厚

帯広市西19条南4丁目35番1号

帯広大谷高等学校

校 長 大 西 正 宏

